

東京医療保健大学医療保健学部図書委員会規程

(設置)

第1条 医療保健学部の学修が推進できるよう図書を充実させ、活用することを目的に、医療保健学部図書委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部各学科において任命する教員
- (2) 五反田事務部長
- (3) 世田谷事務部長
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 図書などの整備に関する事
- (2) 図書館の運営に関する事
- (3) 図書館ホームページに関する事
- (4) その他

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は世田谷事務部で行う。

附 則 本規程は平成23年7月20日から施行する。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則 本規程は令和7年4月1日から施行する。